

時代の変化に対応した栄典の授与に関する有識者懇談会（第3回）  
議事録（案）

■開催日時：平成28年4月18日（月）17:15～18:30

■開催場所：内閣府本府庁舎3階特別会議室

■出席有識者：

山下座長、奥山有識者、滝澤有識者、谷口有識者、名和田有識者、萩原有識者、牧原有識者

■政府側出席者：

酒井 内閣府大臣政務官、河内 内閣府大臣官房長、幸田 内閣府賞勲局長、  
武川 内閣府男女共同参画局長、川口 消費者庁次長

■議事次第：

- 1 女性の活躍・人目につきにくい分野について
- 2 各省から推薦されにくい功労について
- 3 見直し方策の方向性について

■配布資料：

- 資料1 女性の活躍・人目につきにくい分野【内閣府（賞勲局）資料】  
資料2 男女共同参画関連の表彰について【内閣府（男女共同参画局）資料】  
資料3 各省から推薦されにくい功労【内閣府（賞勲局）資料】  
資料4 消費者庁作成資料【消費者庁資料】  
資料5 見直し方策の方向性（案）

---

参考資料1 栄典制度の概要

参考資料2 平成27年秋の叙勲・褒章結果

参考資料3 時代の変化に対応した栄典の授与に関する  
有識者懇談会（第2回）議事録（案）

■議 事

○山下座長 それでは、予定の方は全員おそろいですので、ただいまから第3回目の「時代の変化に対応した栄典の授与に関する有識者懇談会」を開催させていただきます。

委員の皆様方には、御多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

また、会議の開始に先立ちまして、今回の熊本・大分地震で被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、議事に入ります。

初めに、前回第2回の議事録について、お手元の参考資料3としてお配りしております。既に内容を御確認いただいていると思いますが、この案のとおり公表してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山下座長 皆さんの御同意が得られましたので、そのとおりとさせていただきます。ありがとうございました。

次に、議題1「女性の活躍・人目につきにくい分野について」、まず、賞勲局から説明をお願いします。

○幸田賞勲局長 それではまず、私から、資料1を御説明申し上げます。

1 ページ目のグラフでございますが、平成15年以降の春秋叙勲における女性の受章者数の推移でございます。女性への叙勲は年々増加しつつございますが、平成27年秋の叙勲でも9.1%にとどまっております。

2 ページを開いていただけますでしょうか。表を御覧ください。今、御説明した平成27年秋の叙勲における女性への授与を分野別に見たものでございます。一番上の欄、国会議員、地方議員などの公選職が3.1%、民間の分野が14.4%、官の分野が5.3%、計9.1%という形になってございます。

これらの割合でございますけれども、叙勲対象年齢が基本的に70歳以上ですので、そういう方々が現役であった当時の指導的地位に占める女性の割合を反映しているのではないかと考えております。その意味では、社会の各分野における女性の参画拡大に伴って、今後、徐々に女性への叙勲の割合は高まっていくのではないかと考えております。

次に、女性の推薦枠、2ページの下の方の(3)でございます。最近、大臣表彰の中に、女性候補者の推薦を別枠で認める仕組みを設けたものがございます。\*のところを書いてございますが「建設マスター」、これは大工、左官工、電気工、配管工等々、建設現場で工事施工に従事する個人への表彰ですが、平成26年度から、女性の候補者につきましては、各推薦団体の推薦可能人数を越えて別枠で上限なしで推薦できるということです。

それからまた、厚生労働省の「現代の名工」でございますが、平成28年度から、女性を推薦する場合には、推薦枠を1名増とする仕組みが始まっております。

栄典におきまして、このように男性への授与に偏りがちな分野におきましては、これらを参考に、女性の別枠推薦制を設けるということも考えられるかと思っております。

次に、3ページでございます。この表は、後ほど男女局からも御説明があるかもしれませんが、男女共同参画局が行っておられます男女共同参画社会づくり功労者の内閣総理大臣表彰の受賞者が左側の欄、それと各年度の男女共同参画関係の叙勲件数を右側の欄に記載しております。表をご覧くださいればわかりますとおり、最近4年間ほど、総理表彰の受賞者の中から叙勲が行われていないという現状でございます。この総理表彰の受賞者に対するこれまでの叙勲の先例といたしましては、都道府県の団体の役員歴が10年以上ある方に授与するという先例になっておりまして、この点は何度かこの会議でも、自治会あるいは商工会議所の際にも議論になりましたけれども、仮に団体役員としての在職期間が栄典評価における制約要因ということだとすれば、在職期間のみならず、総理表彰の対象となった活動内容そのものへの評価等々を重視していくなどの工夫も行っていく必要があるのかと考えております。

最後、4ページでございますけれども、人目につきにくい分野への叙勲でございます。一番下の表をご覧くださいますと、その一番上の欄になりますが、毎回4,000名ほどの叙勲の中で750名前後の方々を、現場で人目につきにくい分野で頑張っている方々として叙勲しております。この分野でも、実は女性の数が232、割合として30%少々にとどまっております。就業者総数に占める女性の割合が4割を超えておりますので、もう少し女性の割合を増やす余地があるのではないかと考えられます。

また、一番下の欄2つでございます。保育士への叙勲が平成27年秋で27名、あるいは介護職員への叙勲が15名ということでございます。少子高齢化の進行に伴って、こういった方々の社会的な重要性が高まっておりますので、授与数を増やしていくべきではないかというような見直すべき点があるのではないかと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○山下座長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、内閣府男女共同参画局から説明をお願いいたします。

○武川内閣府男女共同参画局長 内閣府男女共同参画局長の武川と申します。

私からは、お手元に資料がございますけれども、こちらの「男女共同参画関連の表彰について」という紙に沿いまして、御説明を申し上げたいと思います。

本日御紹介するのは、個人を表彰しているものを2種類、こちらのほうで資料として持ってきております。企業を表彰したものというのは別途ございますけれども、叙勲につながる可能性のあるものということで、個人を表彰しているものを2つ御紹介したいと思います。

1つは、この上側の表でございますけれども、男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰というもので、これはある程度の期間、男女共同参画社会づくりに関して極めて顕著な功績のあった個人ということで、関係府省、都道府県などからの推薦によるものでございまして、5人の有識者から成る選考委員会で選考いただいて、27年度の場合ですと11名の方を表彰しているというものでございます。男性もいらっしゃいますけれども、女

性が圧倒的に多いということになっています。

それから、下側、女性のチャレンジ賞というものなのですが、これは長年の功労というよりは、女性のチャレンジを奨励するために行っているものでございまして、起業された方とか、NPO法人をつくられて、それで地域活動などにもいろいろと熱心な活動をされた方に対してチャレンジされた方、それからチャレンジを支援するような方にチャレンジ賞を出しているのですけれども、それを奨励するために、若干若手の方とかも含めて出しているというのがこの賞でございます。推薦方法は都道府県、指定都市、関係府省というのに限らず、男女共同参画会議有識者議員の方、それから、男女共同参画推進連携会議というものがございまして、98の団体から成っている組織体なのですけれども、その企画委員から推薦をいただいたり、一般公募もしているというもので、これも有識者の4、5の方をお願いして選考していただき、12の個人ないし団体に出しているというものでございます。

詳しくは、功労者の例が次のページにございますけれども、これは平成9年から始まったものでございます。当初は、官房長官が男女共同参画の担当大臣でございましたので、ずっと官房長官表彰ということで始まったものでございましたけれども、平成20年度からは内閣総理大臣表彰に格上げをされているというものでございます。功労者でございますので、大体70代の方が多くて、次の次のページに、具体的にどういう方が表彰されているかを書いてあります。平成9年からずっと個人名がございしますが、見ていただきますと、都道府県の婦人団体連合会の会長をやられたような方とか、県や市で審議会の会長をやられたような方、男女共同参画審議会をやられて計画をつくるのに非常に功績のあられた方とか、また、例えば経団連などで女性活躍の委員長として大変御尽力をいただいた方とか、そういう感じでございます。

こういった活動歴が大体20年、県としての役員歴が10年というようなことを、この中からまた叙勲に推薦するときにはそういう基準を一定程度考慮するというようになってまいりますけれども、だんだん昨今は、やはり若返りということもあって、総理大臣表彰とかの中でも、経歴が10年というような方がだんだん少なくなっているのです。そういうこともあって、なかなか推薦基準に合う方が総理大臣表彰の中でも減っているというのが現状です。

次に、女性のチャレンジ賞。このような方も叙勲ですくっていただけますと、大分広がるかなという感じはいたしますけれども、ここは長年の功績という感じではなく、奨励賞でございますので、女性のチャレンジ賞を年間4件程度。それから、そのチャレンジを支援しているような団体とかにも1件程度。それから、特別部門賞なども設けておりまして、これは例えば震災の翌年ですと、防災とか復興支援に関して特別部門という形で、そういう部門をたくさん拾うというようなことをやっています。今年はICTを使ったようなことでチャレンジをして、働き方を多様化するとか、そのようなことで部門賞を設けているといった感じになっています。これは、ここに書いてありますように40代から60代の方が多く

て、具体的には、受賞者一覧というのが平成16年から載っていますけれども、大体はNPOを立ち上げられた方とかが多いです。それから、起業された方で、その起業がとても地域社会にも役に立つような起業であるとか、そのような方が多いということです。

私からは以上です。

○山下座長 どうもありがとうございました。

それでは、これから意見交換に移りますが、本日はなるべく多くの方の御意見を伺いたいと思いますので、御発言は要点を絞って簡潔にお願いをしたいと思います。

では、女性の活躍・人目につきにくい分野につきまして、御意見のある委員から御発言をお願いします。

○萩原有識者 先ほど御説明いただきましたように、女性の別枠を設けるとするのは非常にいい考えだと思います。そうすることによって、どうしてもストックの部分ですと男性が多くなりますけれども、女性もということであれば、男性プラス女性ということでも出しやすくなるので、仕組みとしていいのではないかと思います。

それから、今のお話からいきますと、総理大臣賞のほうは別としても、チャレンジ賞のほうです。こちらはどうしてもストックというよりもフロー、今、頑張っている人たちということですが、この10年後とかにもう一度、お手をかけることにはなりますが、この賞を得られた方たちが10年後にどうされているのか。それで継続している、頑張っているということであるならば、1つの基準として賞を出していくということにつながっていくのではないかと思います。

それから、人目につかないところで言うと、これは一般のところも含めてになる仕組みなのですけれども、地方の例えばメディア関係の方たちのほうが地方のいろいろな状況を知っていらっしゃるの、そういう記者さんから、そういう方たちを挙げていただくとか、あるいはその内容で言うと、今、保健師さんであるとか、そういったまだまだ可視化されていないところにも目を向けていくということが、今後、女性の賞を増やしていくためにも非常に重要ではないかと思います。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見はございますでしょうか。

では、谷口委員。

○谷口有識者 武川局長に伺います。谷口です。

総理大臣表彰11、12名の顔ぶれを拝見いたしますと、参画審議会の会長さんがやはり非常に多くて、何だか参画審議会の会長さんを順番に拾っていったような感じもなきにしもあらずなのですが、恐らくこれは候補者を見つける難しさの裏返しだろうと思うのですけれども、どんな御苦労があるのか、できれば教えていただきたいと思いました。

○山下座長 では、局長。

○武川内閣府男女共同参画局長 まず、功労者表彰で県の審議会の会長さんとかが多いと

いうお話がありましたが、県に推薦をお願いしますので、やはり県が一番お世話になって、計画づくりなどで取りまとめに苦勞されたということで推薦をされていると思うのですが、審議会の会長さんというのは大体、地元の大学の先生とかが多いので、大学関係者は文科省推薦で叙勲申請されるのが一般的でして、審議会の会長をやられたような方は叙勲として出すことはほとんどないと思うのです。女性団体協議会の会長とか、そういう方を叙勲に推薦しているということになります。

女性団体を取りまとめるというのは、地域の女性団体はとてたくさんありますし、それから、本当にボランティアでやられるので、それは人望とか、中立公正とか、大変御苦勞が多いと思います。

○山下座長 谷口さん、よろしいですか。

ほかに何か御発言、御質問は。

○滝澤有識者 「人目につきにくい」分野というところなのですが、保育士、介護職員というのを例に挙げていただいておりますが、今、産業構造を見ると、介護部門に携わっている方が現在150万人程度で、2030年になると将来推計で300万人と倍以上に増えると言われていて、これは建設とか輸送業の従事者を超えると言われておりますので、益々プレゼンスが上がってくると思います。そのため、こういった分野でさらに叙勲を増やすというのは自然な流れなのではないかと考えますし、こうした分野は、需要が供給を上回っていて、労働力不足というものが叫ばれておりますので、叙勲というものが授与されることによって、スムーズな労働移動の一助になるのではないかと私個人としては考えています。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

ほかに御発言は。

どうぞ。

○名和田有識者 蛇足でございますけれども、先ほど萩原先生がおっしゃった意見に全く賛成であります。私も、ジェンダーというものについてそんなに勉強しているわけではございませんけれども、やはりジェンダー研究の基本的な認識として、どうしても今の社会構造からして、人目につきにくいところに女性が隠されていくという構造があるのだという認識です。そういう意味では、別枠を設けるとか、さらには人目につきにくい分野についてまさに目を向けていくことによって、女性への栄典の授与が増えていくということにつながるかと思っておりますので、萩原先生がおっしゃった御意見に全く賛成でございます。

以上でございます。

○山下座長 ありがとうございます。

では、牧原さん、お願いします。

○牧原有識者 今、局長からお話を伺った点で、やはりもう少し工夫の余地があると思うのは、例えばいろいろな県の審議会で、特に男女共同参画に関わられた方について、今は

いろいろな事情から表彰のところでとまっているというお話でしたけれども、例えばそれをそういう方々から、もう少し叙勲受章のほうに上がっていくような余地があれば、あくまでも内閣府の男女共同参画局でお考えになるところで私も十分可能ではないかと思えますので、文部科学省とはまた別にそれも考えられるのではないかと思えます。

○山下座長 いいですか、今の御意見。

○武川内閣府男女共同参画局長 おっしゃるように、大学の先生などの場合は、もちろんこちらから出せないわけではないと思えますけれども、現在は文部科学省から推薦するほうが一般的になっています。それから、女性団体協議会とかの方に関しては、だんだん世の中が若返りのほうがいい、一人が長くするのはよろしくないという雰囲気になってきましたので、ベースとか、経歴何年とかという運用を若干緩和していただくということであれば、県ではなくて市でもいいとか、それは出せることが可能になってくる人数がふえるだろうというのが一つあると思えます。あと、今、御提言がありましたけれども、NPOの活動をしていらっしゃる方を10年後に見てみて、なお一生懸命活動をやっていらっしゃるということであれば出すというように、NPO活動に関しての功労を認めていただくという可能性があれば、もちろん私どもからは出せる可能性が出てくると思えます。

それから、うちの局だけで出しているのではもちろん限りがございますので、建設とかいろいろな分野で女性枠を設けていただくというのが総体的な人数を上げるためには不可欠で、うちの局だけで上げているのでは限りがあると思えます。

○山下座長 賞勲局長から。

○幸田賞勲局長 補足でございます。

全般的に、確かに今の男女共同参画の功労者の表彰者の中からの叙勲については、団体役員歴をちょっと重視し過ぎている嫌いがございますので、そこについてどのように考え方を変えていくのかというのがあると思えます。

それから、今、男女局長からお話ございましたけれども、大学の先生方はある程度の年数をやられますと文科省から推薦が上がってくる枠組みがあるのは確かでございますが、それと切り離して、もちろんそれぞれの省庁の関係者として、それぞれの省の所管行政に寄与されたということであれば、推薦いただくことは可能なので、その工夫もしていく必要があると思えます。男女共同参画の功労者の先生方という形で内閣府から推薦をいただくということも、もちろん可能ですので、そういうことも検討していく必要があると思っております。

最後に1点、先ほど萩原先生からお話ございました保健師でございます。この表の中には書いていないのですけれども、27年秋で人目につきにくい分野の中で5名保健師がいらっしゃるって、全て女性です。以上、事実関係だけ御報告いたします。

○山下座長 奥山市長、もし御発言が何かございましたら。

○奥山有識者 やはり女性の対象の方を拡大していくというのは大変よいことであり、進めるべきであると私としても思っております。

ただ、今もちょっと御議論がございましたように、既存の分野の中で、例えば団体の長にならないために、副会長とかを長年やっているのだけれども叙勲の対象にどうしても推薦されにくいという建設であるとか、造園であるとか、そういった既存の分野の中に女性枠を設けるということと、一方、男女共同参画というこの推進母体であることのテーマ性というのはちょっと違う部分があるかと思っています。先ほど局長からもお話があったように、男女共同参画の分野としては、やはり既存の分野から出てきにくい方で男女共同参画に貢献のある方々を、定義と言うとおかしいですけども、どのようにするかということの議論が深まる必要があるだろうと。一方で、やはり既存の分野の中の女性枠を確保するという、この両方の議論を踏まえる必要があるかと思っています。

○山下座長　まとめていただきまして、2つの視点で、いずれにしましても、今までなかったところからもさらに叙勲の枠を増やそうということですので、積極的にお願いをしたいと思います。

一応、皆さんの御意見を伺ったつもりでございますが、追加で何か御発言がありましたら。よろしいですか。特段ないようでありましたら、本件についてはここで終了したいと思います。

男女共同参画局長におかれましては、ここで御退席いただいても結構でございます。お忙しいところをありがとうございました。

次に、議題2「各省から推薦されにくい功労について」、まず、賞勲局から説明をお願いします。

○幸田賞勲局長　資料3につきまして、私から御説明申し上げます。「各省から推薦されにくい功労」ということでございます。

まず1ページ目の表でございますけれども、これは民間部門の叙勲の件数に限った表でございます。4,000件のうちの1,700件、1,800件ぐらいで、推薦省庁別に見た叙勲の授与数でございます。

まず、一番上の欄の内閣官房・内閣府でございますが、このような省庁につきましては、政策が各省横断的な政策の所管だということもございまして、民間候補者の推薦が少なくなっております。先ほどの男女共同参画局もまさに内閣府の所管の行政の一つという意味において少なくなっているということでございます。

それから、上から4番目の消費者庁、これは後ほど御説明いただきますけれども、設置以来、候補者の推薦がまだない状況でございます。これら従来は民間候補者の推薦が少なかった省庁からも、積極的に候補者を推薦していただく必要があると考えております。

2ページに参りまして、一般推薦でございますが、平成15年に省庁の側からはなかなか把握されにくい功績や各省庁の所管分野のはざまに漏れる恐れのある功績を一般国民から内閣府賞勲局に直接推薦する趣旨で設けられた制度でございます。

3ページの上のほうの表をごらんいただけますでしょうか。一般推薦の受付と受章の状況でございます。左側の欄が平成15年度から27年度までの受付状況でございます、累計



で1,172件を受け付けております。そのうち、右側の欄でございますけれども、一般推薦から栄典の受章に結びついた件数でございます、累計で124件となっております。

先ほどの2ページの下をもう一度開いていただけますでしょうか。「8 一般からの推薦後の手続」というところでございます。一般推薦がございますと、どういう手続になるのかと申しますと、(1)ですが、賞勲局は、一般推薦がありますと関係府省に事実関係の調査を依頼し、各府省との協議調整を行います。

それを受けまして、(2)、栄典候補者としてふさわしいとされた場合につきましては、主たる功労に係る府省と調整を行いまして、主たる功労に係る府省から春秋叙勲への推薦をお願いするという仕組みになっています。

3ページへお戻りいただいて、課題を2つほど並べてございますが、真ん中辺りの(2)でございます。必ずしもこの一般推薦の仕組みが国民にまだ余りよく知られていないと考えられますので、広報・周知を強化すべきではないかという論点でございます。

もう一点が、3ページの下(3)からでございますが、地域における総合的な功労の評価という論点でございます。

4ページを開いていただきまして、表を御覧いただけますでしょうか。これは先ほどの一般推薦から栄典に結びついた累計124件を大きく2つに分類したものでございます。上の欄でございますけれども、「主たる功績の評価で栄典授与に至ったもの」、要は一般推薦を踏まえて各省と協議した結果、確かにその功績を見れば栄典授与にふさわしい、各省の先例にも合致しているということで栄典授与に至ったケースで、これが7割、69%を占めているということでございます。

それに対しまして、下の欄は「各功績を総合的に評価して栄典授与に至ったもの」、つまり一般推薦を受けて関係府省と協議をした結果、主たる功績を単独で見れば栄典を授与すべき功績とはなかなか評価できないとされたものの、他の功績も総合的に評価することとし、その結果、関係府省から叙勲候補者として推薦をいただいて、栄典授与に至ったケースということで、これが31%、3割程度はこれに当たっているということです。

これがこれまでの現状でございますけれども、下の欄のようなケースの場合には、関係府省のどこかにこのような総合的な評価を行うことをお引き受けいただけないと、なかなか栄典授与につながらないのが現状でございます。そのような関係府省からの推薦が難しい場合でも、地域に最も身近な地方公共団体と内閣府が協議検討を行うような仕組みを設けて、その結果を踏まえて栄典を授与していく方法を検討する必要があるのかというようなことを考えているということでございます。

御説明は以上でございます。

○山下座長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、消費者庁から説明をお願いいたします。

○川口消費者庁次長 消費者庁でございます。消費者庁は、平成21年9月に設立されまして、今、6年半ということでございます。本日は、消費者行政において重要な役割を果た

しておりますが、これまで栄典の授与という観点では光が当たってこなかった消費生活相談員につきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

2 ページをお開きいただきますと、国としては、消費者利益の擁護・増進のためということで、各方面で活躍されている方を表彰する制度がございます。これは昭和60年度からやっております、消費者支援功労者表彰ということでございます。

消費者庁の設立に伴いまして、23年度からは内閣総理大臣表彰というものも始めておりまして、個人と団体を対象に、毎年表彰を行っています。昨年の表彰式では、安倍内閣総理大臣から直接、個人・団体に総理大臣表彰状を授与いただいているところでございます。

3 ページでございますが、イメージを持っていただくために、27年度の表彰でございますが、内閣総理大臣表彰は個人では3件ということでございまして、このうち2件、武田さん、矢吹さんについては消費生活相談員ということでございます。過去、この支援功労者表彰において、これは自治体等から推薦をいただいて、選定会議を経て受賞ということになりますけれども、個人として受賞された方の約4割が消費生活相談員ということでございます。

4 ページをお開きいただきますと、消費者行政の全体像でございます。ここで左側の一般消費者から消費生活に関する相談、苦情がありますと、いろいろ電話とか、最近では3桁の188などを経由いたしまして、地方公共団体に設置された消費生活センターなどにおいて受け付けるということでございます。実際にここで相談に対応する方が消費生活相談員ということで、助言をしたり、あっせんをしたりするということでございます。

5 ページがその具体的なイメージ、より詳しいものでございますけれども、この絵にあるようなお年寄りからもたくさん来るわけでございます。勤務する相談員でございますけれども、主として電話でしっかり聞き取るということで、内容を聞き取った上でアドバイスをする。それから、事業者とのあっせん。特に高齢者の場合などは、かわりに事業者と交渉をするということで、法律的に言えば和解まで持っていくということですが、解決をするということでございます。全国に約3,400名の相談員がいて、センターに786カ所、そのほか相談窓口にいらっしゃる方もあります。

これは、まず聞き取りをして、トラブルを解決していくということもありますが、そのほかに、聞き取り内容や処理結果を情報入力するというのもお願いしております、これは国民生活センターがデータベースを管理しております。この中身は、ほかの消費生活センター、あるいは霞が関等の国の機関でも見ることもできまして、これが法律。ほかの機関は相談に役立てる。我々は行政処分、あるいは法律・条例制定の根拠になるということで、大変有用なツールでございます。そういうところに貢献されているということでございます。

6 ページでございますが、地方消費者行政推進のための強化作戦というものを定めております。どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられるということで、都道府県ごとに目標を設定してお願いしておりますが、消費生活相談員については、2-2「管内自

治体の50%以上に配置」、2－3「資格保有率を75%以上に引き上げ」という目標を立てて、これを達成していただくべくお願いをしております。

7ページがその実績でございます。

次に8ページでございますけれども、消費生活相談員の置かれた状況ということでございますが、私ども、能力を十分発揮いただける、優秀な方に来ていただくということで、9割以上が女性でございます。それから、消費生活相談員の6割が5年以上の勤務経験を持つ一方で、大半が非常勤職員でございます。それから、待遇という意味では、十分な収入といいますか、十分な給与に至っていない。時給が平均で1,500円程度ということでございますので、待遇が悪いのに非常に専門性が高くて、法律もしっかり勉強して対応しております、地方消費者行政のかなめになっているという方々でございます。

9ページでございますが、こういうことを背景にいたしまして、一方、社会的認知度は高くないということでございますが、本年4月に施行された法律におきまして、消費者安全法という名前の法律ですが、まず、消費生活相談員を法律に職として位置づけるということ。また、この消費生活相談員が消費生活相談に関する専門職であることを明らかにする。また、そのための国家資格の資格制度を法律で導入して施行されたところでございまして、私どもはそういう方向での努力をしておりますが、限界があるということでございます。

それから、関連団体でございますが、11ページをお開きいただきますと、資格保有者でございますが、民間団体が2つございまして、切磋琢磨しているわけですが、それぞれこちらの協会から推薦をいただいて、国の審議会等の委員も数多く務められております。各省からも期待されております。我々にも相談がございまして。

それから、ここに書いてある以外にも、消費者庁では各種検討会をやっておりますが、原則ほとんどの場合にいずれかの団体から参加していただいて、非常に現場の消費者の声を反映した貴重な御意見をいただいているところでございます。

以上でございます。

○山下座長 ありがとうございます。

ただいまの説明を踏まえまして、各省から推薦されにくい功労につきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等をお伺いしたいと思います。それでは、どなたからでも、御意見のある方から御発言を。

では、谷口委員。

○谷口有識者 この集まりを通じて感じることもなのですが、これは賞勳局長にお尋ねしたいと思いますが、やはり身辺調査の評価、これを実施できるところは結局役所なのですね。それが鶏と卵のような関係になって、役所が探せる範囲にとどまりがちだし、また、県に推薦を依頼するという流れで縦に伸びていくということになるわけで、そこからはどうしても縦と縦の列から漏れるところが拾いにくいという問題がつかまとうと思うのです。

そこで、局内外での議論の中で、この身辺調査の評価といったデューデリジェンスに当たるところ、これはやはり役所しかできないものなのだろうか。とって別に案があるわけではないのですが、今までとは違う発想のやり方みたいなことで議論があったかどうか、そこを教えてくださいませんか。

○山下座長 それでは、幸田局長。

○幸田賞勲局長 2つの側面、つまり、積極的な面と消極的な面とあると思います。まず、犯罪歴があるような方々をいわば消極的にチェックしていくプロセスがございます。そういう対応は結局、役所対役所の世界でないといけない、最後は賞勲局として責任を持って、天皇陛下の国事行為としてお出ししていかどうかということをチェックしております。

もう一つは、賞勲局に対して各省なりから推薦をいただく際にどういう形でその人の功績を積極的に拾っていくのか、そういった積極的なチェックの部分も、今は役所対役所で、各省にお願いして、責任を持ってあげていただいているところです。

いずれにしろ、きちんとチェックしていくのが大事であることは間違いないと考えております。

○谷口有識者 わかりました。ありがとうございます。

○山下座長 今の件はよろしいですか。なかなか難しい問題でございますけれども、ほかに何か御発言は。

では、名和田さん。

○名和田有識者 では、例によって地域コミュニティの立場から若干意見を言わせていただきます。これまで述べたことの繰り返しにわたる面も若干あるかと思いますが、お許してください。

1つは、消費者庁のほうの関係ですけれども、やはり地域コミュニティの側から見ても、消費者関係の役とか分野、地域活動の中でもだんだん認知されてきて、重要になってきておりますので、そういった意味からも、ぜひ今後頑張っていただきたいと感じたところであります。本当にお付き合いしている中でも長年こういったところで頑張ってきた方で、もう10年以上継続されているのではないかという方も結構おられますので、ぜひ頑張っていただきたいと思ったところであります。

もう一つは、資料3の4ページを見ますと、一般国民から一般推薦によって栄典の授与に至るという経路で、これまで我々はあわせわざというようなことを議論してきたかと思うのですが、この一般推薦から栄典授与に至った事例のうち、3割が既に各功績を総合的に評価して栄典授与に至ったという実績がある。これを一つ一つ、①から⑫まで見ても、なるほどなと思わせるものが結構あるわけです。前にも申し上げましたように、地域コミュニティの中でずっと自治会長をやっていると、そういう人もおられますけれども、そういう方ばかりではなくて、あるときは保護司をやられて、あるときは消防団をやられて、あるときは民生委員をやられて、お祭りをやられてというふうに、地域が必要

とする人材として育っていくというのが健全な地域だろうと思います。そういうことを地域の人にはちゃんと見ているのです。そういう人たちが市町村と連携をして一般推薦に至ることが考えられるかと思いますが、こういった考え方をぜひ今後も煮詰めていただきたいのと、国民に周知するときにも、そういったことがあるよと周知していただきたい。ずっと連合自治会長を10年、20年やっていなければいけないわけではないのだということもあわせて、ぜひ周知いただきたいと思います。

以上でございます。

○山下座長 ありがとうございます。

今の御発言がありましたけれども、ちょうど3ページのところに地域総合功労という提案が賞勲局のほうからも出されておまして、これは後ほどの見直しの方向性のところでまた議論いただく必要があるかもしれませんが、こういう新しい考え方も、今の名和田委員からの御指摘等を含めて、皆さんから御発言、御意見等がございましたら。

では、牧原さん。

○牧原有識者 1点だけです。今回、消費者庁から御説明いただきましたけれども、要はここ4回、ゼロである。こういうところはなるべくゼロにしないという、それは取り組みとしては大事だと思いますので、そういう関係の分野は、防衛省などもなかなか見えにくいかもしれませんが、ここはやはりぜひそういうところを発掘するように働きかける。まずそういうところをぜひお願いしたいと思います。

○山下座長 ありがとうございます。

ほかに御発言は。

では、奥山委員。

○奥山有識者 ちょっと教えていただきたいのですが、一般推薦が平成15年度以降で約1,172件あるということなのですが、この出てくる地域性というのは、47都道府県満遍なく出てくるものなのでしょうか。それとも、ある種、どこか地域的な偏りがあるとか、そういうことはあるのでしょうか。

○山下座長 周知との関係もありますね。今の質問はどうでしょうか。

○幸田賞勲局長 まず、受付1,172件というほうでございます。これはどんな国民の方でも誰でも推薦できるわけですけれども、特段地域的な偏りがあるとは認識しておりません。その中で1割強ぐらいが実際の栄典につながってきているわけですけれども、これはまさに誰でも推薦できるということとの裏返しで、やはりなかなか栄典までたどり着かないと思われる方が残念ながら多い。そういう推薦が多いというのが正直なところだとは思いますが。

ただ、ここで問題提起しておりますのは、どうしても最後、現状では各省のどこかの省庁に推薦をお願いするというのが今の栄典の推薦の仕組みなものですから、各省がどこも推薦いただけないということになると、残念ながら、総合的にいろいろやっている方でも栄典の候補者たり得ないということになっているので、そこについては、一般推薦があっ

てなるほどなという方がいれば、内閣府から都道府県、政令指定都市を經由して自治体のほうのお考えを聞いて、確かにそれは立派な方だということであれば栄典の候補者としていくような、今までやっていなかった仕組みを考えてみななければいけないのかなという御提案でございます。

○奥山有識者 個人の推薦枠という考え方も大事だと思います。いろいろな埋もれた方を多くの国民の方が実際に知っていらっしゃるということはあると思います。

ただ一方、審査ということを考えると、例えば県単位でもよいかと思いますけれども、こうした地域における総合的な功労について、県単位なり、市であるなり、どこかのレベルでこういうことに該当する方がいたら、まず県の審査の場に推薦してほしいというようなことを各県でやっていただいて、その各県ごとに出されてきたものを内閣府などで、地域総合枠という言い方がいいかわかりませんが、それに該当する方ということで、どこかの省庁にお願いしなくとも、そこから上がっていきけるような仕組みがあってもいいかなと。これは思いつきであります。

○山下座長 局長、どうぞ。

○幸田賞勲局長 まさに奥山市長から御提案されたような仕組みもあり得るのかなということは、我々も中で実は検討させていただいております。ただ、どこまで自治体に御協力いただけるのかということが我々もまだわかっていない状況なものですから、まずはこの一般推薦という枠組みの中でスタートをするということを検討させていただいて、もしそれはいいのではないかなというような御提言をいただければ、各自治体とそういうところから広げていくということをまずやってみたいなと考えています。

最初の会で政務官からも似たような御提案があったのですが、やはり自治体もいろいろお忙しいということもあろうかと思います。新たにそういう形で独自に栄典の候補者を探してくれということも、どこまで自治体に御協力いただけるのか、我々も手探りで考えなければいけない部分もあるので、一般推薦で確かにこの人は立派だねという方については、各省を通さずにそれを自治体に御検討いただけるような仕組みをつくってみてはどうかと、まずは一歩やってみたらどうだろうと考えているのが、率直な考えでございます。

○奥山有識者 ありがとうございます。

○山下座長 ほかに何か御質問は。

萩原委員。

○萩原有識者 その仕組みのところなのですが、先ほどちょっと言いましたが、地域の活動を結構見ていらっしゃる地方のメディアです。新聞であるとか、そういったところの方たちの枠をつくってもいいのかなと思いました。

それから、NPOで言うと、各地に支援センター等がございますので、そういったところで把握しているところを推薦していただくともいいかなと思いました。

それと、民間財団で地域の活動とか、いろいろなところに助成をしている団体がありま

すので、そういう助成をしているところからずっと継続してやっているようなところを挙げてきていただくとか、そういう実績のあるところをお願いをするということも一つの案としてあるかなと思いました。

○山下座長 地方のメディア、あるいは全国紙でも地方版がありますから、これは多分、周知・普及と集めるほうと両方で大変な役割を担っていただけるのではないかと期待できますね。

賞勲局のほうから何か。

○幸田賞勲局長 確かに、例えば地域にいらっしゃる記者の方々は、むしろ地域で本当にどういう方々が頑張っているのかということのを役所以上に把握されている可能性があるのかなという感じがいたします。

それと、各省も、地方へ行っても縦割りは縦割りでして、恐らく自治体の中も各課ですべて縦割りになっている部分がございます。本当に地域全体でどういう方々が総合的に頑張っているのかということ把握できる仕組みがない可能性があるのも、例えば自治体から記者の方にも聞いていただくとか、いろいろしないと自治体の方々も、この方は本当に総合的に頑張っているのかどうかかわからないところがあるのではないかと思います。総合的な功労を評価していくためには、さまざまな工夫をしなければいけないのかもしれない。

○山下座長 ほかに何か。

滝澤委員、どうぞ。

○滝澤有識者 資料3の4ページ目なのですが、「各功績を総合的に評価して栄典授与に至ったもの」というので、これは不勉強で申しわけないのですが、例えば①でしたら、交通安全協会役員何年、防犯協会役員何年、国勢調査員何年という形で公表はされているのでしょうか。

○幸田賞勲局長 このケースですと、交通安全協会ということなので、最終的には警察庁から推薦をいただいたと思います。先例からいえば、この方の場合、役員の年数が警察庁単独で推薦していく年数、ほかの方々と比べると少し短いねと。だけれども、ほかに防犯協会の役員をされていたり、国勢調査員もやられていたりするので、そういうものを総合的に評価しようという形で、警察庁が一種拾い上げていただいたということがございます。

このケースにおいて、それぞれ何年だから機械的にオーケーだよと言える算式があるわけではございません。

○滝澤有識者 一長一短あるかと思うのですが、推薦するサイドとして、大体こういうコンビネーションだと候補者としてふさわしいという基準があると、より推薦数が増えるのではと考えられますが。

○幸田賞勲局長 それが今なく、まさに一般推薦があった時点で、こういう方についてはいかがでしょうかということ、重立った功績に関する各省と相談しながら1件ずつ処理しているのが現状だということです。

- 滝澤有識者 結果として、こういう方が受章されたというのは我々もわかるわけですね。
- 幸田賞勲局長 そうです。これらの方々はまさに受章された方でございまして、これの裏に、実は受章されなかった方々がいらっしゃるということです。どこの省庁からも推薦するに至らないねというような方々は、上がってこないという形になっております。
- 滝澤有識者 わかりました。
- 山下座長 ほかに何か御意見、御質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。大体本件については意見が出尽くしたということで、それでは、本件については終了したいと思います。ありがとうございます。

消費者庁におかれましては、ここで御退席いただいても結構です。どうもありがとうございます。

次に、議題3「見直し方策の方向性について」に入ります。次回の懇談会では、これまでの議論を踏まえて提言案の議論を行う見込みですが、今回は、それに向けたたたき台として資料5を用意しました。この資料は、私が事務局に指示して作成させたいわゆる座長ペーパーでございまして。

それでは、皆様から御意見を伺いたいので、事務局から説明をしていただきます。

○幸田賞勲局長 説明は私のほうからさせていただきます。資料5「見直し方策の方向性（案）」ということでございます。

まず「1. 栄典授与数の見直し」でございまして、(1)に記載をしております「地域の民間活動」「外国人」「産業分野」等々、これまで検討してまいりました各民間分野については、栄典授与が必ずしも十分ではなく、増やしていくべきではないかということに記載しております。

(2)では、その中で、例えば、自治会長については、27年秋では20名のところ、都道府県数を超える50名程度に増やしてはどうか。外国人につきましては、27年秋で89名でございましてけれども、これも日本の在外大使館の数が145ございまして、それを超える150名程度、年間では300名程度というような形で具体的な目標を掲げて、段階的に授与数を増やしていったらどうかということも記述しております。

(3)以下でございまして、その一方で、既存分野の授与数の見直しも必要ではないかということも記述しております。

(4)の\*の部分でございましてけれども、「官」の分野の受章者数が平成15年秋から平成27年秋にかけて214件減少した旨を記載しております。これらも踏まえて、今後とも法制度、あるいは社会経済の変化も踏まえながら、既存の分野の見直しが必要であるということも記載しております。

(5)褒章でございましてけれども、これも下の\*2つに記載しておりますが、目標としては毎回おおむね800名を予定数としておりますが、推薦数がこれに届かないという現状になってございまして、一番下でございまして、最近5年間の平均授与件数が734件となって



ございますので、実態に即した授与数を考えていく必要があるのではないかとということをご記載しております。

2 ページを開いていただきますと、「2. 栄典候補者選考・推薦の見直し」ということでございます。（1）でございますけれども、栄典授与を増やしていく民間分野の候補者につきましては、自治体や団体から各省に自動的に推薦されてこないという議論が何回かございます。そのために、受け身ではなく、積極的な候補者の選考・推薦が必要ではないかと記載をしております。

そのための具体的な見直し策を（2）に例示してございます。最初のポツでございますが、さまざまな大臣表彰との連携。

次は、外国人、中小企業、公益法人等の推薦でございますけれども、この辺につきましては、外務省とか経産省だけではなくて、全省庁において推薦・選考を行うということでございます。

3 番目は、先ほど御議論いただきました女性の推薦枠。

4 番目も先ほど御議論いただきましたけれども、消費者庁などこれまで推薦の少なかった府省からの積極的な推薦でございます。

5 番目のポツでございますけれども、民間候補者推薦に係る負担があるということが前回の御議論にもございました。その書類作成負担の軽減としまして、括弧書きでございますけれども、例えば2割程度を既存資料に置きかえていく。大臣表彰や経済誌賞などの既存資料のコピーに代替をして、新規に作成する書類を削減するようなことが考えられるのではないかと。さらに、現在は紙で全て推薦・審査事務を行っているわけでございますが、これらを電子化することによる業務改革による効率化みたいなことも考えられるのではないかとということでございます。

次に（3）（4）でございますが、功績評価のやり方の見直しでございます。（3）でございますけれども、民間活動の功績評価につきましては、在職年数などの定量的な評価ではなくて、そのみならず、内容に応じた定性的な評価が必要ではないかという議論がございました。

（4）がその具体的な見直し策でございます。例示でございますけれども、最初は、地域の民間活動。自治会、商工会議所などにつきましては、在職期間が短い場合でも地域のほかの功績をあわせわざで総合的に評価するとともに、大臣表彰受賞歴を重視していくということでございます。

次のポツでございますが、日本に在留する外国人につきましては、現在、受章対象年齢が65歳でございます。日本人は70歳で、日本に住んでいらっしゃる外国人については65歳でございますが、在外の外国人につきましては50歳ということになってございます。同じ外国人の中で、この50歳とのバランスを考慮して引き下げていくことが考えられるのではないかとということでございます。

3 番目でございます。企業経営者ですが、団体歴などが無い場合でも、業績伸長、技術

開発、雇用拡大など、経済成長あるいは地域経済の活性化への貢献を重視していくということ。

4番目は一般推薦でございます。今、御議論いただきましたような地域における総合的な功労を今までとやり方の違う仕組みで拾い上げていくことが考えられるのではないかということ。

(5)でございますが、一般推薦や紺綬褒章の仕組みの周知強化です。まさに各省から推薦をされにくい功労、あるいは地域の公益団体への寄附活動など、候補者の裾野を広げていくために一般推薦、あるいは紺綬褒章の仕組みの周知の強化を図っていくべきではないかということ。

最後、3ページ「3. 重点方針の明確化」です。(1)では、以上のような見直しを政府全体の方針として横断的に取り組んでいくためには、各省とか自治体、団体などに向けて方針を明確に示していく必要があるのではないかということでございます。

一方、(2)でございますけれども、見直しは漸進的に進めることも必要ではないかということ。

(3)で、このような考え方のもと、例えば5年程度の中期的な指針として新たに「栄典授与の中期重点方針」を策定して、そのもとでさまざまな見直しを進めていくということ提言してございます。

説明は以上でございます。

○山下座長 これまで皆様からいただいた御意見をもとに見直しの方向性を示すとともに、規模感など具体的な数字のイメージも一つのたたき台として出ささせていただいております。そういったことも含めて、委員の皆様から忌憚のない御意見を伺いたいと思います。どなたからでも御発言をいただきたいと思っております。

名和田委員。

○名和田有識者 さすがにこれまでの議論を要領よく、かつ前向きな方向でまとめていただいていると思っております。特に私の関心の高いことについて重ねて申しますと、1つは、先ほどの一般推薦を利用した総合的な功労の評価ですけれども、栄典の授与に関しては幾つかの自治体の人の話を聞いてみると、やはりちょっと温度差がありますね。どんどん出させていただくように皆さんに言っているのですという首長さんもいらっしゃるし、出したことがないというような自治体もいらっしゃいますし、それはやはり、こういうことで栄典の授与に結びつくことが可能なのだということを周知することと、そういう道筋をきちんと設計することが大切だと思います。恐らく市町村と内閣府がタイアップして、先ほどのイメージですと、そうやって一般推薦をしていくという仕組みをきちんと設計した上で周知していく。そういう取り組みが行われると、かなりいいのではないかと思います。

それと関連して、例えば自治会長さんとか、そういった民間分野の功績について、在職年数というのはどうしても出てきて、最終的には何かそういう年数的なものに換算しないと説得力が欠けるのではないかと私自身は思っているのですが、とりあえず定性的に評価

するという方向性を打ち出していただいて、例えば市町村や都道府県で定性的と言われても、やはりそこは何か数値がという話になれば、私がこの間発言させていただいたように、やや品のないことかもしれませんが、副会長だったら0.8で掛けるとか、そのような目安をそれぞれ考えて、そういった上で定性的に評価していくことも可能なのだということ賞勲局から打ち出していただくといったような形で、この部分の栄典の授与を活性化していくことが必要ではないかと思えます。

それから、これも発言させていただいたことがあります、紺綬褒章の授与の対象の公益団体を見直していくという点については、特定非営利活動法人とかそういった団体の期待も結構大きくて、それは名誉心ということももちろんあるわけなのですが、寄附の文化の醸成ということがポイントです。寄附ということをもっと日本社会で盛んにしていかなければならないという状況の中で、それを大いに前進させるきっかけになるのではないかと思えますので、この点も進めていっていただきたいと思えます。

差し当たり、以上でございます。

○山下座長 ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

では、奥山委員。

○奥山有識者 大変よくまとめていただいて、感謝申し上げる次第です。特に民間企業経営者とか、そういった方で団体の長とはちょっと違う立場の方について、今回入れていただいたのは、非常に我々としてもありがたいし、現に地域の経営者の方々は、そういった団体に入らなくとも御自分の会社の中でさまざまな地域活動、例えば地域に重要なイベントであるとか、そういったものを経済的に支援したり、また、社員を通してマンパワーを供給してくれたり、さまざまなCSR活動というのですかね。ちょっとそれとも違うような気もするのですが、そういったこともやっていますので、定性的という部分と、企業経営者プラス地域活動といったようなところで、我々としてもぜひ顕彰申し上げたいという方々を今回対象の中に入れていただく可能性が広がったように私は受けとめていまして、大変ありがたいことだなと思っています。引き続きまた、女性なども女性枠という形で候補を増やしていただくということも、私としても大変評価させていただきたい点であると思っております。

○山下座長 ありがとうございます。

数も出しておりますけれども、谷口委員、前の発言ではもっと大きい、もうちょっとドラスチックなという数の御発言もありましたが、今回は在外公館数というのを一つの目安として出しております。この辺、もし御意見があれば。

○谷口有識者 現状の倍ですので、それは野心的な数字だと思います。

皆様方と同様に、よく書き込まれている改革案だと思うのですが、ある年に改革をしまして、10年、20年たって振り返ると、そのときに何を考えてこんなことをしたのかがわからなくなるということはよくあります。

そこで、私の考えとしまして、後に平成 28 年の改革がどんな動機によって、何を指して必要となったかがわかる書き方にするということがいかがでしょうか。これは法律にたとえますと、後の世代が解釈に迷わないでも済むように、制定時の立法趣旨をあらかじめ書き込んでおくようなことだということもできます。その意味で、書き込んでいただきたい原則は、私は 3 点ぐらいあるのではないかと思います。

まず第 1 に、長らく続く天皇陛下の、そのお名前でも、出してもらおうという点。世界にもまれな価値を持つものなのだとすることを再認識して重んじるということを制度の根幹とし、2 番目に、次の世代、これから伸びていく世代にとって励ましとなるものでなくてはならない。その意味で、既存の組織に属さない人や女性に焦点が当てられることを重要視するとともに、3 番目になるのですが、我が国を理解し、愛する人々を育て、たたえるところに多大の意味を持つことを再認識して改革案をつくらうとしたものだ、そのとおりの文言である必要はないのですが、そういった内容を書き込んでいただいていると、それは当然英語にもなるわけでしょうから、外国の人にもわかりやすくなりますし、無論、5 年、10 年たってもそのときの意思がよくわかるということで、御提案します。

○山下座長　むしろ、この資料のいきなり「栄典授与数の見直し」というところの前段としての前文ですね。わかりました。それについては、次回またいろいろ今の御意見も踏まえて反映していきたいと思います。

牧原委員。

○牧原有識者　今の谷口委員のお話は私ももっともだと思うのですが、そうだといたしますと、今の前文のところに必要なのは、平成 15 年のあの改革で今、何が達成できたかという、そこは 1 つ必要だと思います。例えば、一般推薦が根づいてきた。それがあつた上で、一般推薦をもう少し増やしていく。やはりそのような改革を今回やっているのだということが必要かなと思うのが 1 つです。

2 つ目は、いろいろな議論がございますけれども、私は、やはり公的な立場の方に国として叙勲を行うということですので、2 の（1）の自治体、団体、各省への枠組みをできるだけ、もっとフルに使う。今の足りない部分をきっちりやっていただくという、ここが今回、非常に大事なところだと思います。官房長官が非常に熱心に取り組まれている、まずここが変わり得るところがあると思いますので、ぜひこの部分の発想を転換するという。それをより主体的に発掘するというのでしょうか、そこが大事ではないかと思ひます。

3 つ目に、数値目標の点ですけれども、もちろん全体がありますので、個々の 1 の（2）だけが突出するということではないと思うのですが、数が増えるということは、価値が下がるという部分が出てき得るので、数が増えるけれども、価値が下がらないような増やし方、あるいはめり張りをつけた叙勲が必要になると思ひます。

ですので、今、数値目標をお出しいただきましたけれども、これを義務的に達成するというのはまずい。

もう一つは、数直線をだんだんに増えていく。どうしても増えないと、これはないのです。一般推薦も年によってアップダウンがありますので、これを前の年よりも増やさないと、この目標を達成できないのではというのではなく、やはりしかるべき方を、しかるべき形で発掘した上で、それがあつた種の目標に合つていく。その形をうまくとつていただきたいと思ひます。

○山下座長 増やす分もありますけれども、下のほうにも書いてありますが、自然に減つていく部分もありますので、総体として御指摘のように価値が下がらないようにしたいということは、必ず考へていくということになると思ひます。

ほかに御発言はよろしいですか。

それでは、政務官。

○酒井内閣府大臣政務官 大変お忙しいところ、こうしてまたお集まりいただき、御議論いただき、ありがとうございます。

今日は御承知のとおり、地震のために副大臣は現地に行つておりますし、官房長官もずっとそれに対応しており、今回の会議は失礼をさせていただきますけれども、そのことを、お断りさせていただきますと思ひます。

そして、今、山下座長からおまとめをいただきまして、大変すばらしいものだと思ひますし、皆様方からの御意見を私も聞いておりまして、たくさんの御意見をいただきて本当にありがたく思つております。

今回の懇談会は、官房長官が、栄典をとにかくもっと多くの皆さんに広げていこうという御意思が強く始まつたものであります。今、山下座長がまとめていただいた中にもありますけれども、各省庁それぞれが積極的に候補者の選考を行うべきだと書いてありますし、また同時に、功績評価の見直しということも大変難しいのだろうと思ひますけれども、やはりここは国として、政府として、しっかりと徹底していくべきだと私は思ひます。そして、各自治体、現場から、できるだけ多く候補者を出してもらつて。そこで、今度はその中から評価をしっかり進めていくということが今後につながっていくのだろうと思ひます。何もしないのでは、それこそまた元の木阿弥になってしまいますので、やはり積極的にやつていただくよう、これは政府から各自治体にもお願いをしていくことだと思ひます。それが官房長官の意図でもあると思ひますし、谷口さんがおっしゃつたように、原則はきちんと守りながらやつていくことが大事だと思ひますので、今後とも皆様方の御指導と御助言をお願いしたいと思ひます。

本日は大変ありがとうございました。

○山下座長 いろいろと貴重な御意見をいただきました。今いただきました意見をまた盛り込みまして、次回の会合に御提案をさせていただきますと思ひます。大変ありがとうございました。

それでは、予定しました時間になりましたので、これをもちまして本日の懇談会を終了させていただきますが、次回の第4回目の会合について、事務局から説明をお願いいたし

ます。

○幸田賞勲局長 第4回の会合につきましては、5月26日木曜日に開催したいと考えております。具体的な開催時間や場所については、また別途御連絡を差し上げます。

○山下座長 毎回のことでございますが、本日の議事要旨につきましては、事務局から意見照会をさせていただきますが、時間も限られていることでございますので、最終的には座長に御一任いただきますようお願いいたします。議事録につきましては、後日皆様に御確認いただき、次回の懇談会において了承していただく予定でございます。その後、公表いたします。

また、報道等に対するブリーフィングあるいは取材につきましても、毎回お願いしていることでございますが、事務局のほうで一元的に対応させていただきますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

本日は御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございました。